

市第50号議案

横浜市文化基金条例の一部改正

横浜市文化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市文化基金条例の一部を改正する条例

横浜市文化基金条例（昭和56年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「横浜市民」を「横浜市の文化に関する事業の推進並びに横浜市民」に、「建設及び」を「新築、増築、改築及び修繕並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市の文化に関する事業の推進及び文化施設の増築等を横浜市文化基金の目的として追加するため、横浜市文化基金条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市文化基金条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上 段}}{\text{下 段}}$ $\frac{\text{改 正 案}}{\text{現 行}}$ ）

（目的及び設置）

第 1 条 横浜市の文化に関する事業の推進並びに横浜市民の文化活動の場としての総合的機能を備えた美術館その他の文化施設の
横浜市民
新
建
築、増築、改築及び修繕並びに美術館に収蔵する美術品等の収集
設及び
に資するため、横浜市文化基金（以下「基金」という。）を設置
する。